

## 課金ルール、話し合っ

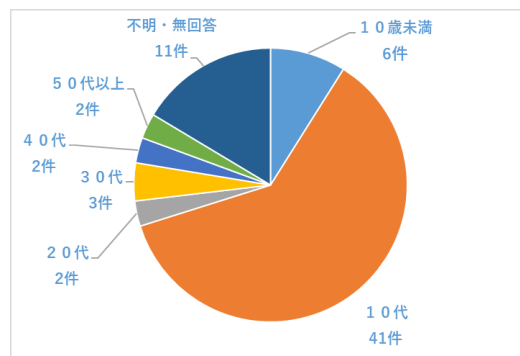
スマートフォンやタブレット、パソコンでオンラインゲームをした子どもが、親の許可なく多額の課金をしたという相談が寄せられています。

▼クレジットカードの利用明細を確認したところ、分刻みの利用があった。高校生の息子が私の財布からカードを抜き出してゲームの課金に使ったということが判明した。カードの利用金額が高額で支払えない。(47歳・女性)

▼親の携帯電話を息子に渡しゲームで遊ばせていた。以前頼まれて少額の課金を許可したことがある。その時に支払いをクレジットに設定した。小学生の息子がそれ以降も課金を続けていた。息子はゲーム課金とはゲーム内のお金を使うという感覚だったようだ。クレジットの支払いに困っている。(44歳・女性)

未成年者の契約は親権者の同意がない場合、取り消しの主張を行うことが可能です。しかし、オンラインゲームの場合は非対面での契約となるため、未成年の契約であることの確証を直ちに得ることができません。相手方事業者は契約者が誰なのか、どのような経緯で契約に至ったのかの確認を行い、取り消しに関する判断を行います。その結果、取り消しの主張を認めないと反論される場合もあり得ます。

子どもには、オンラインゲームで課金をすれば実際に支払いが発生することを説明し、日頃からゲームの遊び方や課金についてのルールを家族でよく話し合い、親子で確認、約束をしましょう。



オンラインゲームに関する年代別相談件数

※R4年度、県内の消費生活相談窓口

岐阜県県民生活相談センターの消費生活相談窓口では、訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法などでのトラブルや、身に覚えのない請求などの相談を電話又は面接で受け付けています。

電話：058-277-1003

月～金曜日 8：30～17：00

土曜日 9：00～17：00(電話相談のみ)

消費者ホットライン：☎(局番なし)188番(いやや!)

※188番は、お近くの市町村又は県の相談窓口につながります。